



働き方改革は進んでいますか？

改正労基法の適用猶予が順次**廃止**されます

Point 1

自動車運転の業務においても時間外労働の上限規制が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、2024（令和6）年4月1日から自動車運転の業務に従事する労働者にも上限規制が適用されます。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
自動車運転の業務	上限規制は適用されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。 ・時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。 ・「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

時間外労働の上限が短くなります

今ここ！
これから変わります

時間外労働の上限規制

現在

1年 1,176時間

2024（令和6）年4月1日～

1年 960時間

所定労働時間8時間・休憩1時間と仮定
 $40H \times 52W = 2,080H$ （年間法定労働時間）
 $2,080 \div 8 = 260H$ （年間休憩時間）
 $293H \times 12M - 2,080H - 260H = 1,176H$
〔総拘束時間より算出〕

1年 216時間
 1か月 18時間
 の削減が必要

改善基準告示が今後見直されます

改善基準告示の見直し

厚生労働省では令和元年から改善基準告示の見直しに取り組んでいます。

令和4年12月までに改善基準告示改正予定
令和6年4月 改正告示施行

待たなし!!

Point 2

時間外労働の割増賃金率が変わります

現行の割増率

25%



改正後の割増率

25%

60時間超

50%

中小企業の適用猶予措置が

2023（令和5）年3月31日に廃止されます。

60時間を超えた時間外労働に対し、50%以上の割増賃金を支払わねばなりません。

準備は進んでいますか？ こちらもチェック！



トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<http://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>

ドライバーの長時間労働につながっているかもしれない問題やその解決につながる施策候補例なども確認できるサイトです。

簡単自己診断

始めてみよう改善活動

荷主のための
物流ワンポイント講座

トラック運転者の労働時間
短縮動画セミナー



お困りごとはございませんか？ ご相談は **でも** **でも**承ります。

ふくい働き方改革推進支援センター にご相談ください



無料で専門家（社労士）にご相談いただける
ワンストップ支援の相談窓口があります

（厚生労働省福井労働局委託事業）



人手不足に対応するために
どのようにしたらよいか教えて
ほしい

助成金を活用したいが
利用できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を
上げるにはどうすればよいか



そのお悩み、**解決できる**かもしれません！

4つの取組をワンストップで支援します。
すべての事業主の方がご利用いただけます。

長時間労働の是正

同一労働同一賃金

生産性向上による
賃金引上げ

人手不足の解消
に向けた雇用管理改善

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問し、
コンサルティングを行います

【相談支援】

電話・メール・来所・オンラインで相談にお答えします

【各種セミナー】

専門家によるセミナーを開催しています

福井市西木田2丁目8-1

福井商工会議所ビル1階

ふくい働き方改革推進支援センター

（受託者：社会保険労務士法人・行政書士法人 坪川事務所）

0120-14-4864（通話無料）

✉ soudan@tsubokawa.jp

受付時間 | 午前9時～午後5時

（土日祝・年末年始を除く）



各署の労働時間相談・支援班 にご相談ください

労働基準監督署の労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明をいたします

立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

わかりやすく丁寧にご説明します

もちろん
無料です

そもそも労働基準法にはどんな
ルールが定められているの？

基本から丁寧にご説明します

労務管理上の課題を
探りたい

実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

他社の改善事例をご紹介できるかもしれません

約1,000社以上の企業にご利用いただいております！

最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！

福井労働基準監督署 福井市開発1丁目121番地5

0776-54-6167

武生労働基準監督署 越前市中央1丁目6番4号

0778-23-1440

敦賀労働基準監督署 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

0770-22-0745

大野労働基準監督署 大野市弥生町1番31号

0779-66-3838

